

2011 年度（第 18 回）北海道ミッドシニアゴルフ選手権競技

開催日：2011 年 7 月 7 日(木)

会 場：廣濟堂札幌カントリー倶楽部(新)

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

競技者の使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

4. 使用クラブの規格

競技者が持ち運ぶドライバーは R&A 発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。（ゴルフ規則 184p 参照）

5. スタート時間

ゴルフ規則 33-7 に規定するような競技失格の罰を免除する正当な事情がないとき、競技者が自分のスタート時間後 5 分以内にプレーできる状態でスタート地点に到着したときの遅刻の罰は、最初のホールで 2 打。なお、5 分を越える遅刻に対する罰は、競技失格。

6. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰は、次のホールに 2 打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

8. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格。（ゴルフ規則 6-8b 注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

9. 移動

正規のラウンド中、競技者はコース内に設置してあるマンリフトを除き、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。
この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)9 移動』を適用する。(ゴルフ規則 192p 参照)

10. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。
この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (C)3』を適用する。(ゴルフ規則 188p 参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. No.14 とNo.15 ホールの間にあるアウトオブバウンズの標示を越えていった球は、球がその区域の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。
3. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
4. No.4、No.8、No.15 ホールにある花壇はプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2 打。
5. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
6. No.17 ホールにおいて、ラテラル・ウォーターハザードに球が入ったことが分かっているか、ほぼ確実な場合、プレーヤーはゴルフ規則 26 に基づく処置、または追加の選択肢として 1 打の罰のもとに球を指定ドロップ区域にドロップすることができる。
7. 排水溝は動かさない障害物とする。
8. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
9. 人工の表面を持つ道路に接する白線内の区域は、その道路の一部とみなす。即ちそのような白線内の区域は修理地ではなく、罰なしにゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けることができる。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーの進行に留意し、先行組みとの間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはゴルフ規則 6-7 を適用する。(ゴルフ規則書 68p 参照)
4. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1 人コイン 1 枚 (25 球)を限度とする。

競技委員長 酒井 仁